

岩手県告示第9号

令和3年12月1日付け官報号外第270号登載保安林の指定をする件（令和3年農林水産省告示第2024号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林に係る通知の要旨

- （1）保安林の所在場所 一関市花泉町永井字五反田75の3、89の1
- （2）所在が不分明である通知の相手方 佐藤兵吉、高橋重左衛門

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所